

誓 約 書

東京都知事 殿

私は、（申請者） が東京都男性育業推進リーダー事業奨励金交付要綱第9条の規定に基づく奨励金の交付申請を行うにあたり、連携して取り組むグループ企業等として、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- ☐ 都内で事業を営んでいることに相違ないことを誓約します。
- ☐ 常時雇用する労働者を5名以上雇用しており、そのうち1名は男性労働者であることに相違ないことを誓約します。なお、5名については、次の要件をすべて満たしていることを誓約します。
- ・都内に勤務実態がある。
 - ・雇入れ日から6か月以上継続して雇用している。
 - ・雇用保険被保険者（休業中を含む。）である。
 - ・派遣、出向、請負又は委任の関係にある者並びに申請者以外の企業等と兼業・兼職等の関係にある者ではない。
- なお、兼業・兼職等の関係にある者とは、専ら申請者以外の企業等の業務に携わっている者をいう。
- ☐ 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないことを誓約します。
- ☐ 本奨励事業に関する取組について申請者と連携・協力することに同意した日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- ☐ 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- ☐ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☐ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していることを誓約します。
- ☐ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☐ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していることを誓約します。
- ＊ 原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- ☐ 前記以外の労働関係法令について遵守していることを誓約します。
- ☐ 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☐ 都税の未納がないことを誓約します。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていることを誓約します。
- ＊ 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☐ 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- ＊ この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

☐ 本奨励金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写し（電子ファイル等を含む）はすべて原本と相違ないこと及び東京都の職員が審査に必要な事項についての確認や調査等を行う際に、誠意をもって対応することを誓約します。

年 月 日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

（自署の場合、代表者印省略可）